

送配電等業務に関する公平性確保規程

制 定 社規 1,633:H14. 4. 30
全部改正 社規 1,690:H17. 4. 1
一部改正 社規 1,910:H29. 10. 1

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、託送供給等業務をはじめとした送配電等業務における行為規制の基本的事項を定め、送配電等業務の公平性・透明性の確保を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員および従業員に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「託送供給等業務」とは、託送供給および電力量調整供給に係る業務をいう。
- (2) 「託送供給等業務実施箇所」とは、託送供給等業務における事前協議、連系技術検討、連系工事、契約締結、料金調定、系統運用および設備保守等の業務を実施する箇所をいう。
- (3) 「発電業務」とは、当社の発電設備（離島の発電設備を除く。）の開発計画・工事・運転・保守等に係る業務をいう。
- (4) 「発電業務実施箇所」とは、発電業務を実施する箇所をいう。
- (5) 「販売推進業務」とは、電気需給契約（離島供給約款および最終保障約款による契約を除く。）の新規締結または継続を目的として行う、能動的な販売営業活動をいう。
- (6) 「販売推進業務実施箇所」とは、販売推進業務を実施する箇所をいう。
- (7) 「関連業務実施箇所」とは、託送供給等業務実施箇所、発電業務実施箇所および販売推進業務実施箇所以外で、託送供給等業務の遂行のために必要な経理・資材・用地等の業務を実施する箇所をいう。
- (8) 「送配電等業務」とは、託送供給等業務ならびに変電、送電および配電に係る業務をいう。
- (9) 「情報」とは、託送供給等業務を行うにあたり知り得た他の電気供給事業者（新規に供給事業を営もうと意図しているものを含む。）、他の電気供給事業者の発電者（以下、「発電者」という。）および他の電気供給事業者の電気の利用者（以下、「需要者」という。）に関する情報をいう。

第2章 情報の目的外利用の禁止

(情報の目的外利用の禁止)

第4条 情報は、託送供給等業務の用に供する目的以外の目的のために利用してはならない。

(発電業務および販売推進業務の禁止)

第5条 託送供給等業務実施箇所の者は、発電業務および販売推進業務を行ってはならない。ただし、託送供給等業務実施箇所と発電業務実施箇所または販売推進業務実施箇所の者が連携して行う必要のある次の業務については、この限りでない。

- (1) 供給設備事故時および非常災害時等の対応業務
- (2) 小規模事業所における業務
- (3) 山間部等の水力発電所等における業務
- (4) 休日・夜間における業務

(情報連絡窓口)

第6条 他の電気供給事業者との託送供給および電力量調整供給に係る契約上の情報連絡窓口は、ネットワークサービスセンターとする。

2. 他の電気供給事業者・発電者・需要者との系統運用上の情報連絡窓口は、系統運用業務の所管箇所とする。
3. 他の電気供給事業者・発電者・需要者との託送受付業務上の情報連絡窓口は、託送受付業務の所管箇所とする。

(情報の守秘)

第7条 託送供給等業務を行う者は、情報を発電業務実施箇所および販売推進業務実施箇所へ提供してはならない。ただし、当該情報に含まれる他の電気供給事業者、発電者もしくは需要者の同意が得られた場合、または第5条但書の業務を行う場合は、必要な範囲内で情報を提供することとする。

(情報の厳格管理)

第8条 情報を書類または電磁的媒体に記録し保管する場合は、保管容器を施錠し、また適切なセキュリティ機能を設定するなど、情報を厳正に管理する。

(情報の符号化)

第9条 託送供給等業務を遂行するため、託送供給等業務実施箇所から関連業務実施箇所へ業務を依頼し、または情報を提供する場合で、当該情報に含まれる他の電気供給事業者、発電者または需要者の名称を特定する必要のないときには、その名称を符号化する。

(物理的隔絶)

第10条 託送供給等業務実施箇所とそれ以外の業務実施箇所とは、物理的に隔絶する。

(配置転換時の取扱い)

第11条 託送供給等業務を行う者が配置転換によりその職を離れた場合は、在職中に知り得た情報に関して、第4条を遵守する。

2. ネットワークサービスセンターおよび中央給電指令所ならびに総括営業所ネットワークサービス総括課および営業所ネットワークサービス課のネットワーク受付担当に所属している者については、販売推進業務実施箇所への直接の配置転換を行ってはならない。

(情報管理責任者)

第12条 送配電カンパニー長は、情報管理責任者として、本章に定める事項を遵守するために必要な施策の確立・実施・評価・改善の活動を統括・管理する。

第3章 差別的取扱いの禁止

(差別的取扱いの禁止)

第13条 送配電等業務において、特定の電気供給事業者・発電者・需要者に対し、不当に優先的な取扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な取扱いをし、もしくは不利益を与えてはならない。